

原子力事業者防災業務計画新旧対照表案

修正前（令和3年1月4日修正）	修正後	備考
<p>【第2章第1節】</p> <p>3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務</p> <p>(1) 原子力防災管理者の職務</p> <p>原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。</p> <p>① 原子力防災組織の統括</p> <p>② 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備</p> <p>③ 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施</p> <p>④ 関係機関への通報連絡体制の整備及び通報連絡の実施</p> <p>⑤ 原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施</p> <p>⑥ 関係機関との連携</p> <p>⑦ 他の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力</p> <p>【第2章第3節】</p> <p>1. 放射線測定設備の設置及び検査</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第11条第1項に基づき別表3及び別図4-1に示す放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を設置し、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) モニタリングポストの検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。</p> <p>(2) モニタリングポストを設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。</p> <p>(3) 毎年1回以上定期的にモニタリングポストの較正を行う。</p> <p>(4) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合は、代替品等により監視するとともに速やかに修理する。</p> <p>(5) 学長は、モニタリングポストが新たに設置されたとき又は変更されたときは、設置又は変更した日から7日以内に、様式4の届出書によって内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に届け出る。</p> <p>(6) 学長は、モニタリングポストが新たに設置されたとき又は変更されたときは、原災法第11条第5項の検査を受けるため、様式4の届出書と併せて、検査を受けようとする設備の概要等を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、原子力規制委員会が行う検査を受検する。</p> <p>(7) モニタリングポストにより測定した放射線量は記録媒体に記録し、1年間保存するとともに、測定した放射線量を公表する。</p>	<p>3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務</p> <p>(1) 原子力防災管理者の職務</p> <p>原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。</p> <p>① 原子力防災組織の統括</p> <p>② 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備</p> <p>③ 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施</p> <p>④ 関係機関への通報連絡体制の整備及び通報連絡の実施</p> <p>⑤ <u>原災法第25条第1項に定める応急措置（詳細は第3章第2節）並びに</u>原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施</p> <p>⑥ 関係機関との連携</p> <p>⑦ 他の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力</p> <p>1. 放射線測定設備の設置及び検査</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第11条第1項に基づき別表3及び別図4-1に示す放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を2式設置し、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) モニタリングポストの検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。</p> <p>【以下、省略】</p>	<p>原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第25条第1項に規定する応急措置を明示するための記載の修正</p> <p>放射線測定設備の設置台数の明記</p>

【第2章第3節】

3. 活動拠点施設の整備

(1) 緊急時対策所

- ① 原子力防災管理者は、緊急作業団の活動拠点となる緊急時対策所を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設及び設備として、別図4-1に示す場所に定め、別表5-1に定める仕様を維持する。
- ② 原子力防災管理者は、非常用電源により緊急時対策所に電源が供給可能となるように、非常用電源設備を確保するとともに、年1回以上定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。

【別図3-2、別図3-3、別図3-5中の関係機関（隣隣接市町村）】

常陸大宮市 市民生活部安全まちづくり推進課

【別表8-2中のEAL番号SE03の「専攻における解釈】

・貯留槽で保管されている高濃度（ $1\text{ Bq} / \text{cm}^3$ 以上）の液体放射性物質が排水された場合とする。

【別表8-2中のEAL番号SE05の「EAL】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所（当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、放射能水準が $5\ \mu\text{ Sv} / \text{h}$ の放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質の濃度について、次の基準以上の放射性物質が検出された場合。

- (1) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値
- (2) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度
- (3) 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値

ただし、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。

3. 活動拠点施設の整備

(1) 緊急時対策所

- ① 原子力防災管理者は、緊急作業団の活動拠点となる緊急時対策所を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設及び設備として、別図4-1に示す場所に定め、別表5-1に定める仕様を維持する。
- ② 原子力防災管理者は、非常用電源により緊急時対策所に電源が供給可能となるように、非常用電源設備を確保するとともに、年1回以上定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。なお、自主点検等により非常用設備に不具合が認められた場合は、速やかに業者に点検、修理、代替機の借用の依頼等の措置を講じることとする。

常陸大宮市 総務部危機管理課

・貯留槽で保管されている高濃度（ $1\text{ Bq} / \text{cm}^3$ 以上）の液体放射性物質が排水された場合とする。

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所（当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、放射能水準が $5\ \mu\text{ Sv} / \text{h}$ の放射線量に相当するものとして、空気中の放射性物質の濃度について、次の基準以上の放射性物質が検出された場合。ただし、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。

- (1) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値
- (2) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度
- (3) 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値

非常用設備に不具合が認められた場合の措置を明記

通報連絡先の組織（常陸大宮市）の再編成に伴う記載の修正

記載の適正化

記載の適正化（ただし書きの記載位置の変更）